

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日(木)

午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市役所第2別館11階 特別会議室1、2号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員23名)

議長(職務代理者) 13番 越智 要(会議規則第7条、第8条)

出席委員数18名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穰兒		
	6 近本静信		8 長野健二	
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆	
13 越智要		15 森京典		
17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博	
21 野間義郎	23 永井政則	24 近松安文		

欠席委員数5名

4 戸田修司	5 岡林興通	7 本宮勇	14 桑田誠
16 新居田守			

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主事	江頭好治
主事	貴田健聖

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第78号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～16）

議案第79号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～11）

議案第80号

農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1）

議案第81号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～9）

議案第82号

農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定について

議案第83号

今治市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準制定について

議案第84号

今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程制定について

報告第44号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～14）

報告第 4 5 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～ 3)

報告第 4 6 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ～ 5)

報告第 4 7 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ～ 2)

報告第 4 8 号

農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による法人報告書について

(受付番号 1 ～ 5)

6. 議事録

会長 本日は会長欠席のため、私が職務代理として議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
職務代理 ただ今から令和3年度第12回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員23名中18名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に10番 渡邊 昭彦 委員、12番 竹田 清隆 委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第78号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第78号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は湊町にある農地8筆で、登記地目は畑、面積は合計14,087㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号2] 申請地は桜井、孫兵衛作にある農地21筆で、登記地目は田、畑、雑種地、面積は合計14,252㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号3] 申請地は桜井、孫兵衛作にある農地6筆で、登記地目は畑、採草地、面積は合計5,375㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号4] 申請地は孫兵衛作にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計2,735㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号5] 申請地は朝倉上にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計4,676㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号6] 申請地は玉川町鈍川にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計326㎡でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

[受付番号7] 申請地は吉海町本庄にある農地2筆で、登記地目は田、面積は合計1,119㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、農地法の運用について第4(4)アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

- [受付番号 8] 申請地は吉海町泊にある農地 6 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 3, 6 2 4 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 9] 申請地は伯方町木浦、伯方町有津にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2, 2 9 8 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 10] 申請地は上浦町甘崎にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 3 5 0 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) ア、イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 11] 申請地は大三島町大見、大三島町野々江にある農地 1 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1 1, 6 5 4 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 12] 申請地は大三島町明日、大三島町野々江にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3, 4 6 9 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 13] 申請地は大三島町野々江にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4, 8 9 8 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 14] 申請地は大三島町野々江にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5, 0 8 2 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 15] 申請地は大三島町野々江にある農地 1 0 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5, 9 2 9. 2 8 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号 16] 申請地は大三島町野々江にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1, 3 3 4 m²でございます。地元委員さん 3 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、農地法の運用について第 4 (4) アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。

合計 1 6 件、1 0 0 筆、面積 8 2, 2 0 8. 2 8 m²となっております。地元委員さん 1 ~ 4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」またイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
議員 (意見、質問なし)

議 長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり判断いたします。

(会 長 が 入 室)

会 長 公務のため遅参して申し訳ありません。
会 長 会長が来られましたので、ここで議長を交代させていただきます。
職務代理

議 長 議案第79号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。
議案第79号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は882㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2] 譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は1筆で、地目は畑、面積は495㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3] 譲受人は農地所有適格法人、申請地は1筆で、地目は畑、面積は170㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は2筆で、地目は田または畑、面積は合計1,594㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5・6] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。
譲受人は〇〇才の農業者兼団体職員、申請地は3筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計993㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買または贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号7] 譲受人は〇〇才の農業者兼公務員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は697㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号8] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は413㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号9] 譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は4筆で、地目は畑または樹園地、面積は3,556㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号10] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は3,326㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号11] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計536㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか

⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われま。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議全
議全
議全
議全

長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

員 (意見、質問なし)

長 許可することに、ご異議ございませんか。

員 (異議なし)

長 それでは、そのようにいたします。

議

長 議案第80号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第80号は農地法第4条の規定による許可申請、議案第81号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第80号
受付番号1]

申請人は農業者1名、申請地は富田地区高市の2筆で、地目は田、面積は合計337㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、増加した農機具や農業用資材の収納スペースが不足しているため、自宅敷地に近接する申請地を利用して、農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日は令和4年2月7日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年4月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[議案第81号]

譲受人は宗教法人、譲渡人は会社員1名、申請地は近見地区大浜町3丁目の1筆で、地目は畑、面積は135㎡でございます。

- [受付番号 1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、自家用車を利用する参拝者の増加により神社所有の既存駐車場が手狭になったため、境内地に隣接し参拝者の利便性に優れる申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 2] 譲受人は農業兼会社員1名、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は日高地区高橋の1筆で、地目は田、面積は498㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが手狭で不便なため、実家と耕作地に近い申請地を父親から使用貸借し、農業後継者として農家住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 3] 譲受人は会社役員1名及び社会福祉事業を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は桜井地区国分1丁目の3筆で、地目は畑、面積は合計778㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が障害福祉サービス事業を提供する社会福祉施設を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、市内で障害福祉サービス事業を営んでいますが、利用者の増加に伴い現在の施設では十分なサービスの提供が困難になったため、既存施設から近く利用者のニーズに対応できる施設の建設が可能な申請地を譲り受け、障害福祉サービスを提供する生活介護事業所を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年9月30日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。
- [受付番号 4] 譲受人は会社員1名、パート1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区上徳の1筆で、地目は畑、面積は416㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭で不便になったため、実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年12月31日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号5] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は畑、面積は413㎡でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、静かな住環境で子育てに適した場所にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年8月31日までに事業を完了する予定となっております。
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。
- [受付番号6] 譲受人は農業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は玉川地区桂の1筆で、地目は畑、面積は30㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、農機具の保管場所が無く不便なため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、農業用倉庫を建築するために農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年6月30日までに事業を完了する予定となっております。
なお、本件は違反案件であります、第3小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。
- [受付番号7] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の1筆で地目は畑、面積は108㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が倉庫及び露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、自宅の裏山が法面で崩落の危険性があるため、災害用の備蓄品や器財を保管する倉庫、及び不足している自家用車の駐車場を確保するため、自宅に近接する申請地を譲り受け、倉庫及び露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日はともに令和4年2月15日で、許可日から令和4年6月30日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号8] 譲受人は会社役員1名、譲渡人は農業兼会社員1名、申請地は吉海地区福田の1筆で、地目は畑、面積は1,441㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、譲受人は、自らが役員を務める法人の船舶鉄工部品を保管する資材置場が不足しているため、既存の資材置場と一体的に利用できる申請地を譲り受け、露天資材置場として整備し法人に貸し付けるものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年10月31日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号9] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は大三島地区口総の1筆で、地目は畑、面積は499㎡でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、この度定年退職を迎えますが引き続きリモートワークでの勤務が内定していることから、リモートワークに適した、しまなみ海道沿線地域の風光明媚な場所にある申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和4年2月15日で、許可日から令和4年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であると思われま

す。また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議
全
議
全
議
長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第81号 受付番号2については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議
長

議案第82号 農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定について事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

議案第82号は、農地法第3条第2項第5号に基づく下限面積に係る別段面積の設定についてでございます。

農業委員会が行う許可の審査基準を公にすることが必要であるため、今年度の別段面積の設定については次のとおり提案し、各地区小委員会において協議、了解をいただいております。

提案内容としましては、

○農地法施行規則第17条第1項の適用について、

方針 今治市全域の下限面積に係る別段面積を現行の30アールとし、設定の区域及び面積の修正を行わない。

理由 今治市農地台帳で、今治市全域の農家で30アール未満の農地を耕作している農家の割合が、引き続き農地法施行規則第17条第1項第3号を

満たしているため。
 ということでございます。
 議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
 議員 (意見、質問なし)
 議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
 議員 (異議なし)
 議長 それでは、原案どおり決定いたします。

議長 議案第83号 今治市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準制定について
 事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
 議案第83号は、今治市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準の制定についてでございます。
 現在の基準は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせんを行う際の基準として、国の事務次官通知に基づき愛媛県知事の認定を受けて平成29年5月19日から施行されております。
 この基準について、前回の認定から5年が経過し基準と密接に関連する今治市農林振興課所管の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直し手続きも終了したことから、愛媛県の随時審査による認定の手続きを求められたところでございます。
 このため、お手元の資料のとおり現在の基準を一部改正するものでございます。
 見直しの内容につきましては、各地区小委員会におきまして、協議、了解をいただいております。
 また、本日、承認をいただきましたら、知事あてに変更認定の申請を行い、知事の認定を受ける予定でございます。
 申請の過程で、知事から基準について一部変更等の指導があった場合、修正については会長に一任していただければと思いますので、よろしくお願いたします。知事の認定後、各地区小委員会でご報告させていただきます。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
 議員 (意見、質問なし)
 議長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
 議員 (異議なし)
 議長 それでは、原案どおり承認いたします。

議長 議案第84号 今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程制定について
 事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
 議案第84号は、今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程制定についてでございます。
 今回の改正点は4点。1点目は、民法改正により成年年齢が18歳となることに伴うもの。2点目、公表の方法から「掲示場への掲示」を削除するもの。3点目、委員補充の条件を全国農業会議所の参考事例に合わせるもの。4点目、押印廃止に伴う書式の変更です。内容につきましては、各地区小委員会において、説明いたしましたとおりです。なお、7ページ以降に参考として改正後の規程を掲げております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
 議員 (意見、質問なし)
 議長 原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。
 議員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり決定いたします。

議長 報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第48号 農地法第6条の2第1項の規定による法人報告書について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

報告第44号は農地法第3条の3届出、報告第45号は農地法第4条届出、報告第46号は農地法第5条届出でございます。

報告第44号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は14件の届出がありました。第45号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は2,126㎡でありました。第46号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は5件の届出があり、合計面積は3,112㎡でありました。第45号及び第46号につきましては、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第44号から第46号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第47号
受付番号1]

令和4年1月25日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号2]

令和4年2月14日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

事務局 [報告第48号 農地法第6条の2第1項の規定による法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、議案書のとおり、すべて適当となっております。受付番号1 おり、今回報告させていただいているすべての法人が要件を満たしておりますことをご報告いたします。～5]

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
全員 (異議なし)
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。せっかくの機会でございますが何かございませんか。
(意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。